

○会計年度任用職員である技能職員等の給与に関する訓令

(令和2年3月16日本部訓令第5号)

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

会計年度任用職員である技能職員等の給与に関する訓令を次のように定める。

会計年度任用職員である技能職員等の給与に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、会計年度任用職員の給与等に関する条例（平成31年岩手県条例第6号）第29条に規定する技能職員等（以下「技能職員等」という。）の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において「技能職員等」とは、技能職員等の給与に関する規則（昭和32年岩手県規則第51号）第2条の規定の例による。

(給与)

第3条 技能職員等の給与については、会計年度任用職員である技能職員等の給与に関する規則（令和元年岩手県規則第39号）の適用を受ける職員の例による。

(特殊勤務手当)

第4条 前条の規定にかかわらず、技能職員等に対して刑事作業手当及び夜間特殊勤務手当を支給することができる。

2 前項に規定する手当の支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給の方法については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）第5条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員の例による。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。